安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(昭和三十一年厚生省令第二十二号)

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則

別表第一 別表第二(第十四条関係) 二〇〇凬全血採血 兀 三 (16) (15) (1) (41) |乾| (14) (略) (略) 採 血漿分画製剤であつて、 血. (略) (第一条関係) 0) (略) 種 類 九 \bigcirc められる者 る者又は過去六月以内に妊娠していたと認 人の申出により、 改 トロ 第十四条第一項の健康診断の結果又は本 第十四条第 基 ンビン複合体 以下に掲げるもの (略) 正 項の健康診断の結果又は 妊娠していると認められ 案 準 別表第二(第十四条関係) 別表第一 三 二〇〇別全血 兀 (1) (14) 採 (15) (新 (40) 設 血漿分画製剤であつて、 血. (略) (第一条関係) 0 (略) 種 採血 (略) (略) 類 九 \bigcirc **〈**八 られる者 者又は過去六月以内に妊娠していたと認め の申出により、 現 第八条第一項の健康診断の結果又は本人 基 第八条第 以下に掲げるもの 略 項の健康診断の結果又は本 妊娠していると認められる 行 準

(傍線の部分は改正部分)

| 一○ 第十四条第一項の健康診断の結果又は 人の申出により、妊娠していると認められる者 められる者一○ 第十四条第一項の健康診断の結果又は本 りに近娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ の申出により、妊娠していると認められ | 挽 戎分采血 一〜八 (咯) 血 換 式分采血 一〜八 (咯) | 疾患にかかつていると認められる者それがある循環系疾患、血液疾患その他の | 采 の 内 ■ 健 に | 人の申出により、妊娠していると認められ カ 第十四条第一項の健康診断の結果又は本四〇〇㎡全血採血 一~八 (略) 四〇〇 | 一 (略) 一 一 (略) |
|--|--|-------------------------------------|----------------|--|--|
| 一 一 一 ら 者 の 第 の 第 の 第 の 第 の ま の ま の ま の ま の に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | り (格) (格) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | 患にかかつていると認められる者れがある循環系疾患、血液疾患その他の疾 | ~ VA | ○○回全血採血 一~八 (略) | 一一 (略)患にかかつていると認められる者れがある循環系疾患、血液疾患その他の疾 |

| 一四(略) | 一四(略) |
|------------------------|------------------------|
| 患にかかつていると認められる者 | 疾患にかかつていると認められる者 |
| れがある循環系疾患、血液疾患その他の疾 | それがある循環系疾患、血液疾患その他の |
| 人の申出により、採血により悪化するおそ | 本人の申出により、採血により悪化するお |
| 一三 第八条第一項の健康診断の結果又は本 | 一三 第十四条第一項の健康診断の結果又は |
| められる者 | 認められる者 |
| る者又は過去六月以内に妊娠していたと認 | れる者又は過去六月以内に妊娠していたと |
| 人の申出により、妊娠していると認められ | 本人の申出により、妊娠していると認めら |
| 一二 第八条第一項の健康診断の結果又は本 | 一二 第十四条第一項の健康診断の結果又は |
| て得たものとの和が二四回以上である者 | て得たものとの和が二三回以上である者 |
| の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じ | の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じ |
| 一一 過去一年以内に行われた血 漿 成分採血 | 一一 過去一年以内に行われた血 漿 成分採血 |
| 血小板成分採血 一~一〇 (略) | |
| 一一 (略) | 一一 (略) |
| 患にかかつていると認められる者 | 疾患にかかつていると認められる者 |
| れがある循環系疾患、血液疾患その他の疾 | それがある循環系疾患、血液疾患その他の |
| 人の申出により、採血により悪化するおそ | 本人の申出により、採血により悪化するお |